

介護保険制度が変わります！

制度の持続可能性を高めていくために、「石巻市老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定し、その計画に基づいた、予防を重視した事業を実施します。

☎ 介護保険課（内線504）・各総合支所

◎地域支援事業（介護予防事業）を利用できる方は、要介護認定結果が「非該当」と認定された方、生活機能が低下し介護が必要となるおそれがある高齢者などです。

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市が責任主体となり社会福祉法人などへ運営を委託し、保健師、ケアマネジャー、社会福祉士などを配置した総合的な支援を行います。

地域包括支援センター名	電話番号	担当地区
石巻市中央地域包括支援センター	21-5171	石巻・門脇
石巻市稲井地域包括支援センター	93-8166	稲井・住吉・河北
石巻市湊地域包括支援センター	25-3252	湊
石巻市山下地域包括支援センター	96-2010	山下・釜・大街道
石巻市蛇田地域包括支援センター	92-7355	蛇田
石巻市渡波地域包括支援センター	25-3771	渡波・荻浜・牡鹿
石巻市河南地域包括支援センター	86-5501	河南
石巻市ものう地域包括支援センター	76-5581	桃生
石巻市雄勝地域包括支援センター	61-3732	雄勝・北上

※上記9カ所以外の在宅介護支援センターでも相談できます。



地域支援事業

はじめに、地域包括支援センターで保健師などが対象者の状態を把握し課題を分析した上で、「介護予防ケアプラン」を作成します。それに基づき事業所などで個別のプログラムを作成し、サービスや支援を提供します。

サービスの分類は、以下の6項目です。

- 運動機能の向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- 閉じこもり予防・支援
- 認知症予防・支援
- うつ予防・支援

〈平成18年度の実施事業〉

通所型介護予防事業

- ・介護予防筋力トレーニング事業
- ・ミニデイサービス支援事業

訪問型介護予防事業

- ・訪問指導員派遣事業
- ・「食」の自立支援事業



身近な相談機関として、地域包括支援センターへつなぐ窓口として在宅介護支援センターを開設しています。

◎要介護認定の区分が変わりました

介護保険法改正により介護を「予防」するサービスや事業が始まります。

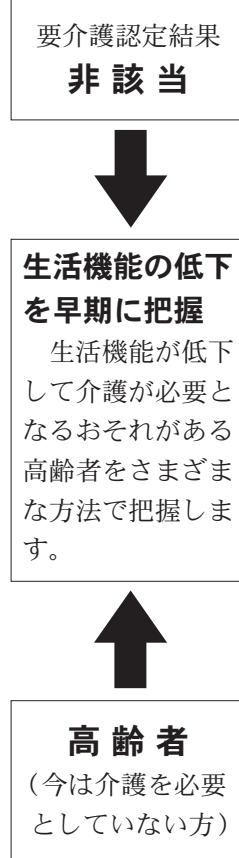
対象者	対象者とサービス内容	
支援が必要とされる方 (要支援1～2) 介護予防サービス(新予防給付) を利用できます	介護予防サービス(新予防給付) 従来のサービス ◆ 居宅サービス ・ 訪問サービス ・ 短期入所サービス ・ 通所サービス	新しいサービス ◆ 地域密着型サービス ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
支援が必要とされる方 (要介護1～5) 従来の介護サービスを利用できます	介護サービス 従来のサービス ◆ 居宅サービス ・ 訪問サービス ・ 短期入所サービス ◆ 施設サービス ・ 通所サービス ・ その他	新しいサービス ◆ 地域密着型サービス ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※平成18年3月以前に認定を受けていた方は、その有効期間に限り、要介護度の区分は変わりません。

平成18年4月から



介護予防サービスの対象となる可能性のある方



介護保険料の納入通知書をお届けします

保険料の仮算定(仮徴収)

65歳以上の方の介護保険料は、平成18年度市民税の課税非課税区分および合計所得金額に基づき保険料額が決定されます。

しかし、年度当初は前年中の所得状況が把握できないため、仮算定額を納付していただくこととなります。

●納入通知書および口座振替などで納付している方(普通徴収者)

平成18年度介護保険料仮算定分(第1期〜2期)の納入通知書を4月中旬に郵送します。

また、平成17年度内に65歳になられた方で、年金天引きに該当する場合は、10月(第4期)の年金から天引き開始となります。

●年金から天引きされている方(特別徴収者)

平成18年度介護保険料仮徴収額(第1期〜3期)は4月・6月・8月に年金天引きされる額(平成18年2月の天引き額と同額)となります。(今回通知書は郵送しません)

※平成18年度確定賦課分(後期分)の納入通知書および年金天引き額の通知書につきましては8月上旬に郵送します。

■ 介護保険課(内線504・548)
・各総合支所

旧区分	新区分	対象者	保険料割合	保険料(月額)
第1段階	第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.50	1,600円
第2段階	第2段階	○本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.75	2,400円
	第3段階	○世帯全員が市民税非課税であって、第2段階以外の人		
第3段階 →	第4段階	○本人が市民税非課税の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	基準額	3,200円
第4段階	第5段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	4,000円
第5段階	第6段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.50	4,800円

※介護保険法改正により保険料基準額および段階区分が新しくなりました。

栄光と功績を称えて

平成17年度石巻市特別表彰

芸術文化やスポーツにおいて優秀な成績を収められた5名の方が、2月23日(木)市長室において特別表彰を受賞されました。(受賞者前列の野口さん、亀山さんは代理受領です)



野口 真史 (帝京大学)

第7回アジアジュニア空手道選手権大会男子個人組手65kg級優勝
準優勝・団体チーム優勝

亀山 歩 (国士舘大学院)

第7回アジア空手道選手権大会男子個人組手80kg級優勝
男子個人組手65kg級優勝

土谷 浩二 (石巻高校)

第60回国民体育大会ウエイトリフティング少年85kg級優勝

須田 貴浩 (会社員)

05ワールドカップ軽量級男子ダブルスカル第2位

橋浦 歩美 (飯野川高校十三浜校) 第54回全国高等学校弁論大会第1位

旧区分	新区分
要支援	要支援1
要介護1	要支援2
要介護2	要介護1
要介護3	要介護2
要介護4	要介護3
要介護5	要介護4
	要介護5